

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

◇告示

土地改良事業計画書の写の縦覧

家畜商免許証の交付
種畜証明書の交付

結核病検査等の実施

保健医療機関の指定

◇公安告示

聴聞会の開催

◇公告

危険物取扱主任者試験の実施

◇正誤

昭和三十七年十二月二十七日付け鳥取県規則
第七十号中訂正

目次

一 縦覧期間

鳥取県知事 石破二朗

二 縦覧場所

東伯郡北条町大字弓原 北条砂丘土地改良区事務所

二

三 異議の申立

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、
縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知
事に申出ること。

鳥取県告示第八号

家畜商法（昭和二十四年法律第三百八号）第六条第二項の規定による家畜商免許証を次のとおり交付した。

昭和三十八年一月十六日

申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（暗渠排水）
事業については、審査の結果その計画を適當と認めたもの

鳥取県知事 石

破

二

朗

一六五	一六五	中石見二〇九	中村 定富 昭和 五、二〇
一六六	一六六	菅沢四四八	宮本 菊治 明治四〇、九、二七
一六七	一六七	日野町板井原三四六	山形 広一 三一、四、二六
一六八	一六八	黒坂三二九の二	竹永 長若 三八、三、二六
一六九	一六九	下菅二八八	住田 三七 三五、四、一四
一七〇	一七〇	江府町下蚊屋三四九	小椋 清 四〇、一、一
一七一	一七一	江尾八七	川端 孫一 四〇、一、九
一七二	一七二	富市三七七	森 房美 三三、一二、二〇
一七三	一七三	小江尾一、三〇三	山口栄次郎 三六、八、二七
一七四	一七四	俣野二、六四一	下原 熊重 三六、三、二六
一七五	一七五	吉原九五三	松原 寛 昭和一〇、九、二九
一七六	一七六	溝口町三部七〇四	宮崎 政一 明治四二、九、二三
一七七	一七七		宮崎 政行 昭和一五、一、五
一七八	一七八	六一五の一	大前一五郎 明治三五、九、二八
一七九	一七九		大前 力三 四一、一〇、五
一八〇	一八〇		沢田 精一 大正 九、一
一八一	一八一		八谷常三郎 明治三五、六、一
一七九	一七九	六〇七	住田 余三郎 三〇、六、一
一八〇	一八〇	六八〇	福吉一五八
一八二	一八二		大倉 一〇一〇

小 免 許 譲 番 号	現 住 所	氏 名 生 年 月 日	登 錄 年 月 日
一四九	一四九 日野郡日南町阿毘縁二、三四五	三上 喬慧 明治三九、三、三二	三七、一二、二二
一五〇	一五〇	戸崎 力	四二、三、一五
一五一	一五一	大塚 光夫	昭和 二、一、一
一五二	一五二	相見松太郎	明治一八、三、二〇
一五三	一五三	青戸 重平	三四、三、一六
一五四	一五四	青戸 肇治	三六、一二、一六
一五五	一五五	曆利道太郎	三八、二、二〇
一五六	一五六	白根 九一	昭和 三、一、一〇
一五七	一五七	宇田千代重	明治三五、一〇、三三
一五八	一五八	田辺 尚之	大正一三、七、一〇
一五九	一五九	前田 義広	明治三七、一〇、二
一六〇	一六〇	金谷 教一	三〇、九、三三
一六一	一六一	長谷川勝馬	三六、一二、五
一六二	一六二	榎原 貞藏	三六、一、五
一六三	一六三	花口 一、一〇七の一	三七、六、三〇
一六四	一六四	荻原三六七	三五、八、三一
新屋四六九			
沢田 政市			
矢戸一、一九三の一			

00831

5 昭和38年1月16日 水曜日 鳥取県公報 第3393号 (第3種郵便物認可)

00830

昭和38年1月16日 水曜日 鳥取県公報 第3393号 (第3種郵便物) 認可 4

鳥取県告示第十号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

卷之三

番	種畜證明書	名前	種類	生年月日	産地	父	母	血統	銅鑄	饲养者
第一	昭三七鳥地	光栄	黒毛	三六、六、一〇	日野郡	司栄光	はつ	二級	日野郡	西村幸治
第二	一号	和種			江府町			溝口町		
第三	二号	豊栄	和種	三、五	西伯郡	豊参	よしふじ			
第四	三号	千代広	和種	四、二〇	日野郡	司栄光	ちよみ			
第五	四号	大山	和種	六、二〇	江府町	司栄光	まんどる			
五号	富昭馬	溝口町	東宝	第三十三	第三十三	松本	川上清	白根慶治		
六号	三一、四、一三	北海道	昭典	まんどる	日野町	松本	川上清			
七号	五	第	第	まんどる	江府町	森田	白根慶治			
八号	五	第	第	まんどる	江府町	森田	白根慶治			
九号	五	第	第	まんどる	江府町	森田	白根慶治			
十号	五	第	第	まんどる	江府町	森田	白根慶治			

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査及び肝てつ検査及び駆除並びにひな白痴検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

鳥取県告示第十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病、ブルセラ病検査及び肝てつ検査及び駆除並び

にひな白刺検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを

鳥取県知事
石破二

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している
雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育していく
牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前
一月分べん後十日以内のものを除く。

一 実施の目的、結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため

二 實施の区域及び場所 別表のどおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査、ブルセラ病検査

第一 二十号	小川 三、二一	橋 船岡町	本 わかくさ	河原町	山口三子夫	第九 十九号
第二十一号	小三郎 風山	二、二三	智頭町 船岡町	一 春	第二 二、一九	坂 ことふき
第二十二号	政則 豊山	八、二五	八、二五	花	第三 八、一九	坂 ことふき
第二十三号	政則 豊山	八、二五	倉吉市 船岡町	花	第四 八、一九	坂 ことふき
二十四号	郷金 光山	七、一五	一岩美郡 國府町	政	第五 八、一五	坂 ことふき
二十五号	政豊 光山	六、三	東伯郡 東伯町	参	第六 八、一五	坂 ことふき
二十六号	郷力 五、二八	五、二八	西伯郡 中山町	わたよし	第七 八、一五	坂 ことふき
二十七号	政豊 倉吉市	五、二八	東伯郡 東伯町	ことぶき	第八 八、一五	坂 ことふき
二十八号	郷力 入照	五、二八	花	西伯郡 中山町	第九 八、一五	坂 ことふき
二十九号	郷力 入照	五、二八	花	金平 寿明	第十 八、一五	坂 ことふき
三十号	郷幸 入照	五、二八	郷まつみ 東伯郡	山本 費藏	第十一 八、一五	坂 ことふき
三十一号	郷幸 入照	五、二八	花	赤崎町 倉吉市	第十二 八、一五	坂 ことふき
政西	郷幸 入照	五、二八	郷まつみ 東伯郡	高力 稔三	第十三 八、一五	坂 ことふき
北条町	花政 大栄町	五、二八	花	宍戸 照美	第十四 八、一五	坂 ことふき
花政	郷幸 花政	五、二八	郷まつみ 東伯郡	西谷 幸人	第十五 八、一五	坂 ことふき
北条町	花政 東伯郡	五、二八	花	西谷 昌時	第十六 八、一五	坂 ことふき

00835

昭和38年1月16日 水曜日 鳥取県公報 第3393号
(第3種郵便物) 記

実施期日			実施区域		実施場所	
一月 十六日	日野郡日南町阿昆縁	阿昆縁診療場	八東町丹比区	北山	深塔	
十七日						
十八日	大宮	元菅				
十九日						
二十一日	山上	立石				
二十二日						
二十八日						
二十九日						
三十日	福栄	大原				
三十一日	石見	小雀				
結核、ブルセラ病検査		宗金				
実施期日	次	実施区域	実施場所			
一月 二十日	一月 二十三日	東伯郡一円	東伯家畜市場			
二十一日	二十四日					

県外購買分
(乳牛セリ市)

00834

昭和38年1月16日 水曜日 鳥取県公報 第3393号
(第3種郵便物) 記

- 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- ひな白痢検査
- 鶏・種鶏及び種鶏と同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
- 別表 ひな白痢

実施期日	実施区域	実施場所
一月 十九日	八頭郡船岡町下野	谷尾
二十三日	若桜町中原	永原真一郎
二十四日	郡家町久能寺	尾崎三男三
二十六日	市谷	谷本啓太郎
三十日	八東町南	杉原 幸惠
一月 十八日	八東町丹比区	船岡区
二十六日	八東町安部区	隼狩
二十八日	郡家町郡家区	郡家
二十九日	二月 一日 八東町安部区	新興寺
三十日	二月 二日 八東区	才代
二月 二日	用瀬町用瀬区	別府

実施期日	実施区域	実施場所
一月 十八日	河原町弓河内	浜田 光雄
二月 二十一日	河原町南方	米井養鶏場
二月 二十二日	郡家町大御門区	市谷
二月 二十四日	用瀬町大区	鷹狩
二月 二十五日	郡家町国中区	万代寺
二月 二十六日	郡家町大伊区	橋本
二月 二十八日	郡家町國中区	安藏
二月 二十九日	隼区	船岡
二月 三十日	郡家町郡家区	見楓中
二月 一日	八東町安部区	郡家
二月 二日	八東区	才代
二月 二日	用瀬町用瀬区	別府

三十一日 河原町弓河内 浜田 光雄

河原町南方

浜田 光雄

00837

11 昭和38年1月16日 水曜日 鳥取県公報 第3393号

(第3種郵便物
認)

公安委員会告示

鳥取県公安告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第

一項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 米子地区

1 聽聞の期日及び場所

昭和三十八年一月二十五日 午後〇時三十分から

米子市万能町 米子警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市上久美町四八八
自動車運転者 杉 原 義 広(2) 米子市陰田町四八九
自動車運転者 鈴 木 正 一(3) 米子市上後藤二〇ノ六
自動車運転者 広 江 式

00836

昭和38年1月16日 水曜日 鳥取県公報 第3393号

(第3種郵便物
認)

鳥取県告示第十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

開設者氏名 指定年月日 採用点数表

繩 田 医院

名 称、所 在 地	診療科名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
鳥取市藪片原六二の二	産科、婦人科	繩 田 隆淑	昭和三十七年十二月一日	乙の二表
東伯郡羽合町田後三〇四番の三	歯科	樋 口 享	八月一日	乙の二表
米子市西福原一五九八の七	精神、神経科	近藤 務	九月一日	甲表
倉吉市堺町二三九	産婦人科	福光 智司	十月十六日	乙の二表
越殿町一五五一	内、外、小兒科	仲倉 文蔵	十月五日	乙の二表
境港市栄町一三四	皮フ、泌尿器科	河野 行	十一月十四日	乙の二表
八頭郡家町宮谷一本木三二一	内、外、小兒科	大谷 伯	十一月十七日	乙の二表
米子市朝日町五	歯科	安田 千秋	十一月十七日	乙の二表
八頭郡用瀬二六七	内、外科	小林 登喜子	十一月十七日	乙の二表

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二第三項の規定に基づき、危険物取扱主任者試験を次のとおり実施する。

昭和三十八年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の期日及び場所

昭和三十八年二月十七日 午前九時から

試験の場所 鳥取市東町二丁目一二二鳥取西高等学校

米子市錦町二丁目二〇一倉吉東高等学校

米子市錦町一〇三 米子西高等学校

二 試験の種類

1 甲種危険物取扱主任者試験（以下「甲種試験」という。）

2 乙種危険物取扱主任者試験（以下「乙種試験」という。）

(1) 品名ごとの危険物の一般性質の方法
(2) 品名ごとの危険物の火災予防及び消火の方法

三 危険物に関する法令

1 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。

2 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。

1 基礎物理学及び基礎化学

2 基礎物理学及び基礎化学

(1) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎物理学

(2) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎化学

(3) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎概論

(4) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎法

(5) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎概論

(6) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎法

(7) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎概論

(8) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎法

五 出願手続

1 受験願書受付期間

昭和三十八年一月十六日から昭和三十八年二月五日午後五時まで（郵送の場合は、昭和三十八年二月五日午後五時までに着信のものに限る。）

2 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県総務部地方課

3 提出書類等

(1) 受験願書

乙種試験を受験しようとする者で同時に二類以上受験しようとする者は、受験願書を別々に提出すること。

(2) 四の1の(1)に該当する者は、最終学校卒業証明書及び六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(3) 四の1の(2)に該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けたのち二年以内に該当する者は、乙種危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(4) 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後、二年以上危険物取扱の実務経験を有する者

乙種試験は、昭和三十八年二月十六日までに六月以上危険物取扱の実務経験を有する者

四 受験資格

1 甲種試験は、昭和三十八年二月十六日までに次の

各号の一に該当する者

(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に

よる大学、短期大学若しくは高等専門学校において、化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定した者で六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの。

(2) 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後、二年以上危険物取扱の実務経験を有する者

乙種試験は、昭和三十八年二月十六日までに六月以上危険物取扱の実務経験を有する者

る書類

(一) 四の2に該当する者は、六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(二) 写真一枚

受験願書提出前六月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺形で、その裏面に撮影年月日、氏名を記載したものを受け取願書の写真欄に添付すること。

(三) 第一類又は第五類の危険物に係る乙種試験を受ける者であつて、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三十一条第一項の規定による

甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主任者免状若しくは丙種火薬類取扱主任者免状同条第二項の規定による甲種火薬類作業主任者免状若しくは乙種火薬類取扱者免状を有する者については、第二項第一号(及び回並びに第二号回及び)の試験科目が免除されますので免状の写を添付すること。

六 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定発行日 火、金

署名者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印鑑所 鳥取県鳥取市栗谷町
印鑑所 鳥取県鳥取市印西町
印鑑所 鳥取県鳥取市印西町

(一) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は、実務について雇用主へ会社の支店等にあつては支店長)の証明

(二) 納付した受験手数料は、申込みの取消又は受験し

なかつた場合でも返還しない。

(三) その他不明の点は、鳥取市東町二丁目一一〇鳥取

県総務部地方課にお問い合わせ下さい。

正 誤

昭和三十七年十二月二十七日付け鳥取県規則第七十号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁	誤	正
25	第一種三三、〇〇〇円	第一種四五、〇〇〇円
29	第二種十六、〇〇〇円	第二種二五、〇〇〇円
〃	第一種三三、〇〇〇円	第一種四五、〇〇〇円
〃	第二種一六、〇〇〇円	第二種二五、〇〇〇円